

医療・介護等分科会の今後の具体的な検討項目について

平成25年11月12日
経済産業省

2. 公的保険外のサービス産業の活性化

① セルフメディケーションの一層の推進

○ 薬局等を拠点とした地域に密着したセルフメディケーション体制を構築するため、薬剤師等を積極的に活用し、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、店頭での自己採血を含む簡易検査等ができるようにしてはどうか。

また、医師法等の関連規制の適用範囲の明確化等により、フィットネスクラブなど、民間サービス事業者が医療機関と連携し食事指導や運動指導を実施できるようにしてはどうか。

上記のようなビジネスモデル実現のため、「次世代ヘルスケア協議会」を早期に立ち上げ、民間からの新たなビジネスモデルを能動的に吸い上げつつ、関連規制のグレーゾーンを積極的に明確化していくようにすべきではないか。



経済産業省の見解

○本臨時国会に提出した「産業競争力強化法案」により、企業が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、躊躇なく新分野進出等の取組を行えるよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる「グレーゾーン解消制度」を創設。特に、公的領域である医療・介護分野との関係が深く、事業者のニーズが大きい分野については、関係省庁が連携し、ガイドラインを策定。

○「次世代ヘルスケア産業協議会」を年内を目途に立ち上げ、健康寿命延伸に貢献するヘルスケア関連産業の発展のための諸課題について、官民が協力して検討を行う予定。

具体的には、協議会において、新たなヘルスケア関連のビジネスモデル、その関連規制とのグレーゾーンに関する実態の把握を行い、対応について検討を行う。また、企業や個人の健康投資促進や関連製品・サービスの品質確保に向けた第三者認証の普及・促進等について、民間ニーズを踏まえ、ベストプラクティスの収集等を含め検討する。

医療・介護等分科会の今後の具体的な検討項目について

平成25年11月12日
経済産業省

2. 公的保険外のサービス産業の活性化

② 混合介護の普及・促進

○介護給付の枠外の部分について、適切なニーズをくみ上げれば、民間ビジネスが大きく成長する可能性が秘められており。このため、介護保険における「横出し」「上乗せ」サービス(混合介護)の提供が可能である旨明確にし、一層の普及を図るための措置を講じるべきではないか。



経済産業省の見解

○経済産業省としては、健康寿命延伸に貢献するヘルスケア関連産業の創出・事業化のため、実証調査等の支援を実施しており、当該産業は介護予防等の分野においても貢献することが期待される。

医療・介護等分科会の今後の具体的な検討項目について

平成25年11月12日
経済産業省

2. 公的保険外のサービス産業の活性化

③ 医療・介護のインバウンド、アウトバウンドの促進

○医療・介護の新興国への国際展開に際しては、日本の公的保険制度を輸出することや、開発初期の段階から相手国と協議し国際共同治験を推進すること、日本で承認された製品については相手国の許認可手続を簡素化する等について政策当局間で交渉し制度作りをすることが有効ではないか。また、医療・介護のアウトバウンドの拡大に資するよう、医療法人等の出資規制等を見直すべきではないか。



経済産業省の見解

経済産業省としては、日本の医療サービスと医療機器が一体となり、それが事業として海外に展開していくための支援を行っている。
具体的には、医療機器メーカー等の海外進出案件に関する現地の法制度や医療ニーズなどを踏まえた事業性調査、現地関係者を対象とした日本式医療のデモンストレーション、現地関係者の日本への招聘などを支援していく。

③ 医療・介護のインバウンド、アウトバウンドの促進

○インバウンドの外国人滞日検診・療養サービス拡大を阻んでいる要因を分析し、必要な施策を講じていくべきではないか。また、我が国が誇る良質な介護関連サービスを外国人富裕層に普及させるための施策について検討すべきではないか。



経済産業省の見解

経済産業省としては、医療のインバウンドの促進のために、外国人患者の受入に関するベストプラクティスの収集・普及を実施していく。また、受入医療機関の海外向け情報発信や医療用語が分かる医療通訳のリスト化を行い、受入環境の整備等を実施していく。